

令和2年度 保育施設入所申込のしおり

(町立保育所・こども園、入谷ひがし幼児園、マリンパル保育園共通)



令和2年度において、保育施設の利用を希望する場合は、この冊子をよくご覧いただき、入所のお申し込みをお願いします。

「現在、保育施設を利用している方で継続または施設の変更をする方」、「今回、新規で保育施設の利用を希望する方」とともに、同様の手続きとなります。

申込書類の中には、取得するまでに何日もかかるものもありますので、日にちに余裕をもって準備をお願いします。申込書類に不足等がありますと入所受付ができない場合がありますので、くれぐれもご注意願います。

この冊子には、保育施設への入所申込に必要な様式等は添付してありません。

5ページの「入所申込に必要な書類」をご確認のうえ、ご家族の就労状況等に応じた「提出書類様式」を取得してください。

「提出書類様式」は、総合ケアセンター南三陸各保育施設、歌津総合支所などで配布しているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

南三陸町保健福祉課子育て支援係

南三陸町志津川字沼田 14-3 総合ケアセンター南三陸 1階

電話 0226-46-1402 FAX 0226-46-4587

1 基本事項

◆ 保育施設とは

児童の保護者が就労等により家庭で児童を保育できない場合に0歳から5歳児のお子さんを保護者に代わって保育する施設です。(対象児童の年齢は施設により異なります。)

◆ 保育施設の類型

施設類型	対象年齢	特徴
保育所	0歳～5歳	保護者が就労などの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	0歳～5歳	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特長を併せ持っています。幼稚園機能は保護者の就労状況にかかわらず利用が可能です。
事業所内保育事業所	0歳～2歳	従業員のお子さんのほか、地域枠として、地域で保育を必要とするお子さんも入所することができます。

※ 施設が定める利用可能児童の対象年齢は「7ページ」をご覧ください。

◆ 入所の対象となるお子さん（保育の必要性）

南三陸町内に住所があり、令和2年4月1日時点において小学校入学前の児童で、保護者等が次のいずれかの事由で保育を必要とする場合に限られます。

《保育を必要とする事由》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 就 労：月48時間以上就労している場合（家事手伝いは不可） ② 妊娠・出産：産前2か月、産後3か月できょうだいの保育ができない場合 ③ 傷病・障害：病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合 ④ 介護・看護：家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を看護している場合 ⑤ 災害復旧：震災、風水害、火災などの災害のためその復旧の間、保育ができない場合 ⑥ 求職活動：継続して、求職活動を行っている場合 ⑦ 就 学：就学している場合 ⑧ 虐待・DV：虐待やDVのおそれがある場合 ⑨ 育児休業：育児休業取得時に、既に保育を利用している場合 ⑩ その他：その他上記①～⑨に類する状態として町長が認める場合 |
|---|

◆ 支給認定について

「年齢」及び「教育希望」または「保育の必要量」によって、支給認定区分が決定され、支給認定通知書が交付されます。

継続で施設を利用される児童については、保護者の保育の必要事由及び保育必要量に変更がない限り、支給認定通知書は交付されません。

認定区分	対象児童
1号認定（保育を必要としない）	満3歳以上で幼稚園教育を希望される場合（預かり保育を利用する場合も含む）
2号認定（保育を必要とする）	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定（保育を必要とする）	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

◆ **保育の必要量について**

保育必要量については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により決定され、父または母のいずれかが、短時間に該当する場合は、短時間となります。

保育必要量	保育利用可能時間
保育標準時間	1日あたり11時間まで
保育短時間	1日あたり8時間まで

※ 施設が定める保育の時間帯は「7ページ」をご覧ください。

◆ **保育の必要量と入所可能期間**

保育必要量及び入所可能期間については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により次のとおり決定されます。

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期限
就 労	父母いずれもの就労時間が月120時間以上の場合	標準時間	年度末または雇用期間最終月末まで
	父母いずれかの就労時間が月48時間以上120時間未満の場合	短時間	
妊娠・出産	産前2か月、産後3か月	標準時間	出産後12週間経過後の翌月末まで
傷病・障害	入院または、おおむね1か月以上の常時臥床者もしくは長期加療（安静）を要すると診断された場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
	身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・Bを有する場合	標準時間	
	上記以外の傷病及び障害の場合	短時間	
介護・看護	長期入院者、心身障害者もしくは要介護認定を受けた親族等の介護または看護に当たっている場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
	上記以外の介護または看護に当たっている場合	短時間	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	標準時間	年度末まで
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合	短時間	年度末まで
就 学	就学時間が月120時間以上の場合	標準時間	認定日から90日経過後の月末まで
	就学時間が月48時間以上120時間未満の場合	短時間	
虐待・DV	虐待及び配偶者等からの暴力を受けるおそれがある場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合	短時間	町長が必要と認める期間まで
そ の 他	その他町長が認める場合	標準時間	町長が必要と認める期間まで
		短時間	

※ 上記事由に該当しても、必ず入所できるわけではありません。

※ 「友達をつくりたい」、「集団生活を体験させたい」、「小学校入学の準備のため」などの理由で保育施設に入所することはできません。

※ 就労先の変更、退職、妊娠・出産など、認定事由に変更が生じた際は、速やかに申し出願います。申し出がない場合、保育を必要とする事由の確認ができないと判断し、退所していただく場合があります。

※ 月120時間未満のパートタイム就労でも、勤務時間帯が施設の保育短時間の時間帯を常態的に超えている場合や通勤時間の関係で保育短時間の時間帯を超えてしまう場合は、「保育標準時間」での認定が可能ですのでご相談ください。

◆ **保育標準時間と保育短時間のイメージ**

保育標準時間と保育短時間は次のとおりです。必要により、私費にて延長保育を利用することも可能です。（幼稚園の預かり保育は条件を満たせば、無償で利用可能です。）

《保育標準時間》

7:30	8:30		18:30	19:00
保育標準時間				延長保育

《保育短時間》

7:30	8:30		16:30	19:00
延長保育	保育短時間		延長保育	

◆ **利用調整の優先について**

利用調整については、国で示す次の基準を優先に利用調整を行います。

- ① ひとり親世帯
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 育児休業明け
- ⑥ 子どもが障がいをもつ場合
- ⑦ 兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望する場合
- ⑧ 地域型保育施設の卒園児童
- ⑨ 町内児童福祉施設において、保育士及び放課後児童支援員として勤務する場合（利用待機児童解消のため、子育てに専念している保育士等が社会復帰することで、より多くのお子さんを受け入れできるよう設定しているものです。）

2 入所の申込方法等について

◆ 年度当初入所受付（令和2年4月及び5月から入所希望の方）

《町立保育所・認定こども園の入所受付》

施設名	受付日	受付時間	受付場所
志津川保育所	令和元年11月13日（水）	9：00～11：30	総合ケアセンター南三陸 1階 健診室
伊里前保育所	令和元年11月12日（火）	13：30～17：00	
戸倉保育所	令和元年11月12日（火）	9：00～11：30	
名足こども園	令和元年11月12日（火）	9：00～11：30	

※ 上記受付日に申し込みができなかった場合には…次の日程で必ず受付願います。

受付日	受付時間	受付場所
令和元年11月13日（水）	13：30～19：00	総合ケアセンター南三陸 1階 健診室

《入谷ひがし幼稚園の入所受付》

受付日	受付時間	受付場所
令和元年11月14日（木）	10：00～14：00	入谷ひがし幼稚園

《マリンパル保育園の入所受付》

受付日	受付時間	受付場所
令和元年11月14日（木）	9：00～17：00	マリンパル保育園

◆ 年度途中入所受付（令和2年6月以降の入所希望の方）

入所希望日の2か月前から随時受付を行います。入所申込の締め切りは、入所希望日が属する月の前々月の20日（閉庁日の場合は翌閉庁日）となります。

受付締切日	受付時間	受付場所
毎月20日（閉庁日の場合は翌閉庁日）	8：30～17：15	総合ケアセンター南三陸 1階
※ 例えば入所希望日が7月1日の場合には、5月20日までにお申し込みください。	（土、日、祝日は除く）	保健福祉課 子育て支援係

◆ 入所受付時の本人確認

入所受付の際には、本人確認のためマイナンバーカード等が必要となりますので、御持参ください。

来庁される方	本人確認提示書類
申込者本人 （申込書の保護者欄に記載の方）	次の①～③のいずれか ① 個人番号カード（顔写真入りのカード） ② 個人番号通知カードと顔写真入りの身分証明書（運転免許証等） ③ 個人番号が記載された住民票の写しと顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）
代理人 （申込者本人以外の方）	委任状と代理人の顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）に加えて次の①～③のいずれか ① 申込者の個人番号カード又はその写し ② 申込者の個人番号通知カード又はその写し ③ 申込者の個人番号が記載された住民票の写し

◆ 入所申込に必要な書類

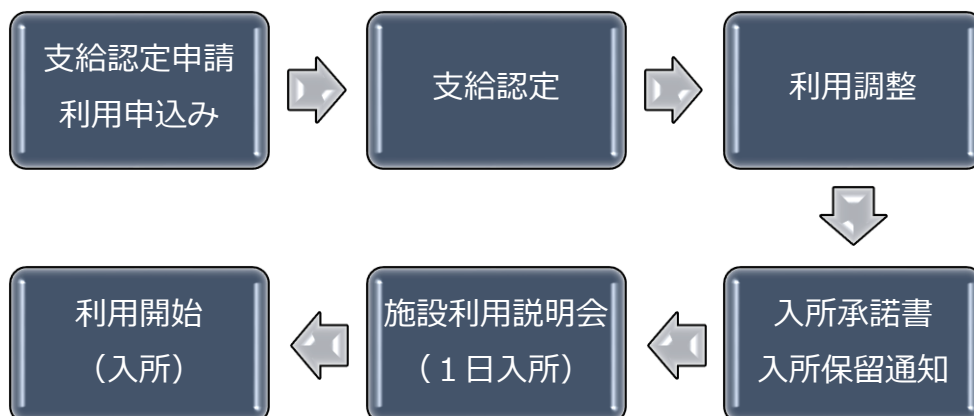
- ① 南三陸町子どものための教育・保育給付支給認定申請書（現況届）兼施設利用（調整）申込書（入所申込児童1人につき1部）
- ② 健康調査票（入所申込児童1人につき1部）
- ③ 提出書類確認票（きょうだいで申し込む場合でも1部）
- ④ 保育が必要であることを証明する書類（きょうだいで申し込む場合でも1部）
「保育を必要とする事由」により、次の必要書類を提出してください。（父、母、その他18歳以上65歳未満の同居世帯員全員分を各1部）

保育必要事由	提出書類（様式）	提出書類（添付）	注意事項
就労 自宅外就労 内職	就労（見込）証明書 （事業主が記入）		
就労 自営業	自営業等申告書 （就労者自身が記入）	所得税確定申告書（写）	事業専従者の方で、専従者控除を申告していない場合には、事業専従者であることを証明する書類等（申立書）が必要になります。
妊娠・出産		母子手帳に記載の出産（予定）日を証明できるページの写し	産前2ヶ月、産後3ヶ月（出産月を含む。）が認定期間です。
疾病・障害	疾病・障害状況申告書 申立書	診断書等証明できる書類	診断書には、症状や治癒見込及び療養に必要な期間の明記が必要です。場合によっては診断書の再提出や認定期間を限定する場合があります。 障害者手帳をお持ちの方は診断書の代わりとなります。
		通院等に係る領収書の写し（直近2か月分）	
		身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	
介護・看護	介護・看護状況申告書 申立書	診断書等証明できる書類	常時介護又は看護が必要な同居親族等が対象です。
		介護認定等証明できる書類	
災害復旧	申立書	り災・被災証明書等	
求職活動	求職状況申告書	面接案内（結果通知書） ハローワーク登録証等	認定期間は90日間となります。
就学等	就学等（予定）申告書	入学・在学等証明できる書類	
虐待・DV	申立書	状況を証明できる書類	
育児休業	就労（見込）証明書		
その他	申立書	保育が必要なことを証明できる書類	

※ 提出書類（様式）は、子育て支援係（総合ケアセンター南三陸1階）等で配布しているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

3 入所承諾及び入所保留等について

◆ 利用申込から利用開始（入所保留）までの流れ



◆ 利用調整の方法

提出していただいた保育を必要とする事由の書類に基づき、保育の必要性を指数化し、高い順に入所決定します。

◆ 入所承諾（入所内定）及び入所保留通知について

利用調整の結果、入所できない場合には「入所保留通知書」を1月上旬に、入所可能な場合は「入所承諾書」を、2月上旬に通知します。

なお、6月以降の年度途中入所希望の方につきましては、入所希望日の約1か月前に通知いたします。

4 入所募集する保育施設

◆ 保育所（公立）

入所申込先は、南三陸町役場保健福祉課子育て支援係になります。

施設名	定員	対象児童	保育時間	延長保育
志津川保育所 志津川字新井田166-1 0226-46-3679	90人	10ヵ月から	7:30~18:30	19:00まで (30分100円)
伊里前保育所 歌津字伊里前325-5 0226-36-2062	70人	10ヵ月から	7:30~18:30	19:00まで (30分100円)
戸倉保育所 戸倉字宇津野50-10 0226-46-9134	40人	10ヵ月から	7:30~18:30	19:00まで (30分100円)

◆ 認定こども園（公立）

入所申込先は、南三陸町役場保健福祉課子育て支援係になります。

施設名	定員	区分	対象児童	教育・保育時間	延長保育
名足こども園 歌津字小長柴67-4 0226-36-2320	40人	幼稚園	3歳児から	9:00~13:00	
		保育所	3歳児から	7:30~18:30	18:30まで (30分100円)

◆ 認定こども園（私立）

入所申込先は、入谷ひがし幼稚園になります。

施設名	定員	区分	対象児童	教育・保育時間	延長保育
入谷ひがし幼稚園 入谷字中の町207-3 0226-46-3915	36人	幼稚園	3歳児から	9:00~13:00	7:30~18:30 (30分50円)
		保育所	1歳児から	7:30~18:30	7:30~18:30 (30分50円)

◆ 事業所内保育事業所（私立）

入所申込先は、マリンパル保育園になります。

施設名	定員	対象児童	保育時間	延長保育
マリンパル保育園 志津川字黒崎99-12 0226-46-2442	9人	産休明けから	7:30~18:30	19:00まで (30分100円)

◆ 幼稚園（私立）

入所申込先は、あさひ幼稚園になります。

保育の認定を受ける必要はありませんので、直接お申込みください。

施設名	定員	対象児童	保育時間	延長保育
あさひ幼稚園 志津川字天王山38-143 0226-46-3621	80人	3歳児から	9:00~14:30	7:30~18:30 ※ 保育認定を受けた場合は無償

5 保育施設利用者負担額について

◆ 保育施設利用料の算定及び副食費免除の判定について

保育施設の利用料（いわゆる保育料）及び副食費（給食のおかずやおやつ費用）は、父母の町民税課税額（町県民税のうち町民税分の所得割額）の合計額、4月1日現在年齢及び支給認定区分（保育必要量）に応じて階層区分を判定し、算定します。

なお、収入の状況によっては、同居している祖父母のいずれかの町民税課税額を含めて算定する場合があります。

対象保育期間	町県民税の課税年度（算定根拠）
4月～8月分	平成31年度町民税所得割課税額（平成30年分所得による）
9月～翌年3月分	令和2年度町民税所得割課税額（令和元年分所得による）

◆ 支給認定区分ごとの利用者負担

支給認定区分	保育施設利用料（保育料）	副食費
1号認定（教育標準時間認定）	無償	実費負担
2号認定（満3歳以上保育認定）	無償	実費負担
3号認定（満3歳未満保育認定）	所得階層区分により負担	保育料に含まれる

◆ 1号認定（教育標準時間認定）の利用料及び副食費

1号認定子どもの保育施設利用料は無償となります。ただし、副食費（給食のおかずやおやつ費用）は、下表のとおり実費負担となります。

町民税所得割額	ひとり世帯又は在宅障害児（者）世帯			左記以外の世帯		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
77,101円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
77,101円以上	自己負担	自己負担	免除	自己負担	自己負担	免除

◆ 2号認定（満3歳以上保育認定）の利用者負担額及び副食費

2号認定子どもの保育施設利用料は無償となります。ただし、副食費（給食のおかずやおやつ費用）は、下表のとおり実費負担となります。

町民税所得割額	ひとり世帯又は在宅障害児（者）世帯			左記以外の世帯		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
77,101円未満	免除	免除	免除	自己負担	自己負担	免除
77,101円以上	自己負担	自己負担	免除	自己負担	自己負担	免除

◆ **3号認定（満3歳未満保育認定）の利用者負担額及び副食費**

3号認定子どもの保育施設利用料は下表のとおりです。

なお、給食（主食・副食）に係る費用は利用料に含まれます。

《保育標準時間認定利用者負担額表》

世帯の階層区分 (町民税所得割額)		ひとり世帯又は在宅障害児(者)世帯			左記以外の世帯		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護・里親の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	町民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3	町民税均等割のみ課税	0円	0円	0円	7,000円	3,500円	0円
第4	48,600円未満	4,000円	0円	0円	10,000円	5,000円	0円
第5	77,101円未満	6,300円	0円	0円	14,000円	7,000円	0円
	97,000円未満	14,000円	7,000円	0円	14,000円	7,000円	0円
第6	169,000円未満	20,000円	10,000円	0円	20,000円	10,000円	0円
第7	301,000円未満	27,000円	13,500円	0円	27,000円	13,500円	0円
第8	397,000円未満	36,000円	18,000円	0円	36,000円	18,000円	0円
第9	397,000円以上	45,000円	22,500円	0円	45,000円	22,500円	0円

《保育短時間認定利用者負担額表》

世帯の階層区分 (町民税所得割額)		ひとり世帯又は在宅障害児(者)世帯			左記以外の世帯		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護・里親の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	町民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3	町民税均等割のみ課税	0円	0円	0円	5,100円	2,550円	0円
第4	48,600円未満	2,900円	0円	0円	7,300円	3,650円	0円
第5	77,101円未満	4,600円	0円	0円	10,200円	5,100円	0円
	97,000円未満	10,200円	5,100円	0円	10,200円	5,100円	0円
第6	169,000円未満	14,600円	7,300円	0円	14,600円	7,300円	0円
第7	301,000円未満	19,700円	9,850円	0円	19,700円	9,850円	0円
第8	397,000円未満	26,200円	13,100円	0円	26,200円	13,100円	0円
第9	397,000円以上	32,800円	16,400円	0円	32,800円	16,400円	0円

6 入所申込後の変更手続きについて

◆ **入所申込後の変更手続きについて**

入所決定後に提出している書類等の記載事項に変更が生じた場合や町外転出などにより退所する必要が生じた場合等は、速やかにお申し出ください。

変更事項があったにも関わらず、届け出を行わなかった場合は、入所を取り消す場合がありますのでご注意願います。

変更事項	変更の内容
世帯員の増減	出生、転入、転出などにより世帯員が増減した場合
就労状況の変更	就職、退職、就労先、就労時間などに変更が生じた場合
その他	保育を必要とする事由に変更が生じた場合

7 よくある質問

◆ 教育と保育って…

Q 幼稚園、保育所、認定こども園に違いはありますか？

A 子ども・子育て支援法では次のように規定されています。

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

保育所：就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育（養護・教育）する施設

認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

いずれの施設も、将来の礎となる「幼児教育の場」です。

◆ 入所申込について教えて…

Q 保育施設入所の決定は先着順ですか？

A 先着順ではありません。保育の必要性の事由に該当する程度の高い方から優先的に入所を決定します。ただし、11月13日（水）までに申し込んだ方の審査・決定を優先しますので、その後に申し込まれた場合は、その後の審査となりますので、忘れず期日までにお申込みください。

Q きょうだい分の申込みを提出する場合は、書類もそれぞれ提出しなくてははいませんか？

A 児童につき1部のもの、世帯で1部ものがありますので、P5「入所申込に必要な書類」をご確認ください。

Q 第1希望の保育施設に入れなかった場合は、待機となりますか？

A 第1希望の施設が定員の関係上入所できないときは「第2・第3希望施設」で入所できる見込みがある場合、入所を調整しますので、申込書には必ず「第2・第3希望施設」を記入してください。

Q 待機になったときはどうなりますか？

A 年度途中で施設に空きが出て入所できる見込みとなった場合には、希望保育所の待機者の中で優先順位の高い方から順に連絡し、入所のご意向を確認します。

Q 現在、育児休業を取得していますが、入所申込することはできますか？

A 育児休業を取得の際には、育児休業満了日の1か月前の日以降を入所希望日とすることができます。（この1か月間はならし保育対応期間になります。）

また、申込児童が保育所に入所した場合に入所日から1か月以内に育児休業を切り上げることで保護者と勤務先が同意している場合に限り、育児休業期間中を入所希望日とすることが可能です。

就労証明書等において、入所後1か月以内に復職することが確認できた場合のみ入所申込を受け付けます。なお、入所後に育児休業を切り上げられない場合は、退所となりますので、事前に職場へ確認の上、お申込みください。

◆ 幼稚園の預かり保育について教えて…

Q 幼稚園の預かり保育が無償化となったと聞きました。預かり保育ってどういうものですか？

A 預かり保育とは、保護者の希望に応じて、幼稚園の教育時間外にお子さんをお預かりする保育です。

3歳から5歳までの「保育の必要性の認定」を受けた子供たちの利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で利用料が無償化されます。

《あさひ幼稚園の場合》

7:30 9:00

14:30

18:30

預かり保育

教育時間

預かり保育